

水巻に住んで
最大 **30 万円** の
奨励金を給付！



Trend

住宅新築のための
古家解体は
別途最大 **70 万円**
を助成！

水巻町役場
住宅政策課 定住促進係
Tel 093-201-4321 (代)
<https://www.town.mizumaki.lg.jp>



Contact

水巻町定住促進奨励金

水巻町で新たに住宅を購入し、移住・定住をする世帯が奨励金を受けられる制度です。
新築・中古・マンションを問わず、世帯構成に応じて最大 30 万円が贈られます。

最大
30 万円



□奨励金額

- 30 万円 …… 中学校卒業前までの子を含む、住宅所有者直系親族で構成される3世代以上の世帯
- 20 万円 …… 中学校卒業前までの子を含む世帯
- 10 万円 …… 中学校卒業前までの子がない世帯

□対象 ※次の条件をすべて満たす場合

- ①2030 年 3 月までに、居住用部分の延べ床面積が 50 ㎡以上の専用住宅または併用住宅を取得すること。
※店舗、事務所、賃貸住宅などが併存する場合は、延べ床面積全体の2分の1以上が自己の居住部分であること。
※増築、相続・贈与、公共工事に伴う移転補償での住宅取得は対象外です。
- ②取得した住宅の所有者となり、取得日から6か月以内に入居し、住民登録をすること。
- ③5年以上の定住の意思があること。
- ④自治会に加入していること。
- ⑤世帯員全員が町税等を滞納していないこと。
- ⑥暴力団員ではないまたは暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。
- ⑦住宅取得にあたって国、県、その他の団体の補助金の交付を受けていないこと。
- ⑧世帯員全員が過去にこの奨励金の交付を受けていないこと。
- ⑨現在住んでいる住宅の建て替えに伴う取得の場合は、新築後に世帯構成員が増えていること。



□申請受付

5月1日～1月31日

※住宅を取得した日から1年以内に申請してください。

□必要書類

詳しくはコチラ⇒

- ①対象住宅に住む世帯全員の住民票（続柄あり）
 - ②対象住宅の登記事項証明書（写しでも可）
※併用住宅の場合は、建築面積が分かる書類（建築平面図等）も添付。
 - ③対象住宅の売買契約書または工事請負契約書の写し
 - ④同意兼宣誓書
 - ⑤自治会加入証明書
- その他、申請時に記入が必要な書類があります。



水巻町住宅新築のための

古家解体支援補助金

水巻町に住むために古家を解体し、その敷地内に住宅を新築する世帯が解体費用の補助を受けられる制度です。

こちらの制度も
一緒によく
使われています。
最大 70 万円



□補助金額

解体撤去工事費の2分の1（最大 70 万円・千円未満の端数切り捨て）

□対象 ※次の条件をすべて満たす場合

- ①建築から5年を経過し、床面積が 50 ㎡以上ある古家の所有者（町長が所有者と同等であると認める者）であること。
- ②2030 年 3 月までに、古家を解体すること。
- ③古家解体後、2年以内に住宅（居住部分 50 ㎡以上）を新築し、居住する予定があること。
- ④世帯員全員が町税等を滞納していないこと。
- ⑤暴力団員ではないまたは暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。
- ⑥世帯員全員が過去にこの補助金の交付を受けていないこと。



□申請受付

4月1日～1月31日

※解体工事前に申請してください。

□必要書類

詳しくはコチラ⇒

- ①古家の登記事項証明書その他所有権を確認できるもの
 - ②解体工事等の見積書（具体的な施工内容がわかるもの）
 - ③古家の位置図及び外観写真
- その他、申請時に記入が必要な書類があります。

あなたも利用してみませんか？
ずっと固定金利の安心【フラット35】地域連携型！
水巻町＆住宅金融支援機構が協定を開始しました。



～シアワセ注いで～

